

○飯塚市自立支援給付金事業等実施要綱

平成20年9月9日

飯塚市告示第164号

改正 H21-169、H25-256、H26-151、H27-51、H31-113、R元-105

(趣旨)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「政令」という。)第27条の母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)並びに政令第28条の母子家庭高等職業訓練促進給付金及び政令第29条の母子家庭高等職業訓練修了支援給付金(以下「訓練促進等給付金」という。)の支給は、政令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。)並びに母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について(平成26年9月30日雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定めるものほか、この告示の定めるところによる。

2 政令第27条の訓練給付金並びに政令28条及び政令29条の訓練促進等給付金の規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。

(H25-256、H26-151、H27-51、H31-113一改)

(省令第6条の5の市長が定める教育訓練)

第2条 省令第6条の5の規定により市長が指定する教育訓練は、次の講座とする。

(1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座

(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

(H27-51、H31-113一改、R元-105全改)

(省令第6条の9の2の市長が定める資格)

第3条 省令第6条の9の2の規定により市長が定める資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている資格とする。

(H27-51、H31-113一改、R元-105全改)

(給付金の返還)

第4条 市長は、詐欺その他不正な手段により訓練給付金又は訓練促進等給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の様式)

第5条 訓練給付金及び訓練促進等給付金の給付事務に係る書類は、次のとおりとし、様式は別に定める。

- (1) 自立支援教育訓練給付金講座指定申請書
- (2) 自立支援教育訓練給付金講座指定通知書
- (3) 自立支援教育訓練給付金支給申請書
- (4) 自立支援教育訓練給付金支給決定(却下)通知書
- (5) 自立支援教育訓練給付金支給請求書
- (6) 高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- (7) 高等職業訓練促進給付金等支給決定(却下・変更)通知書
- (8) 高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失(変更)届
- (9) 高等職業訓練促進給付金等支給取消通知書
- (10) 高等職業訓練促進給付金等支給請求書
- (11) 訓練給付金及び訓練促進等給付金に係る同意書
- (12) 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(H26-151、H31-113一改)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。
(飯塚市自立支援教育訓練給付金支給要綱及び飯塚市高等職業訓練促進給付金支給要綱の廃止)
- 2 飯塚市自立支援教育訓練給付金支給要綱(平成18年飯塚市告示第127号)及び飯塚市高等職業訓練促進給付金支給要綱(平成18年飯塚市告示第128号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の第2条から第5条までの規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る訓練給付金及び訓練促進等給付金の支給について適用し、施行日前の申請に係る自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成21年7月8日 告示第169号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に改正前又は改正後の様式第7号及び様式第8号によりなされた手続きその他の行為は、改正後の様式第7号及び様式第8号によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成25年9月5日 告示第256号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、第1条の改定規定は平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前に、改正前の飯塚市自立支援給付金事業等支給要綱に定める様式により行った申請等の行為は、この告示による改正後の様式による行為とみなす。

附 則(平成26年5月2日 告示第151号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の飯塚市自立支援給付金事業等実施要綱に定める様式により行った申請等の行為は、この告示による改正後の飯塚市自立支援給付金事業等実施要綱の規定により別に定めるものとされた様式による申請等の行為とみなす。

附 則(平成27年2月12日 告示第51号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の飯塚市自立支援給付金事業等実施要綱の規定は平成26年10月1日から適用する。

附 則(平成31年3月29日 告示第113号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年8月20日 告示第105号)

この告示は、告示の日から施行する。